

第5期福津市障がい福祉計画及び  
第1期福津市障がい児福祉計画

平成30年3月

福津市

## 目 次

1. 第5期福津市障がい福祉計画及び第1期福津市障がい児福祉計画の策定について	1
2. 第5期福津市障がい福祉計画及び第1期福津市障がい児福祉計画の位置づけ	2
3. 第5期福津市障がい福祉計画及び第1期福津市障がい児福祉計画の期間	3
4. 障がい福祉計画の作成及び推進のための体制整備	4
(1) 福津市障がい者施策推進協議会の設置	4
(2) 障がい者・障がい児のサービスの利用実態及びニーズの把握	4
(3) 地域自立支援協議会の活用	5
(4) 住民の意見の反映	5
(5) 福津市における他の計画との整合性	5
(6) P D C Aサイクルによる検証	5
5. 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	7
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	7
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
(3) 地域生活支援拠点等の整備	8
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	9
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	9
6. 各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援 又は指定計画相談支援の 種類ごとの必要な量の見込み及び その見込量の確保のための方策	10
(1) 居宅介護	10
(2) 重度訪問介護	10
(3) 同行援護	11
(4) 行動援護	11
(5) 重度障害者等包括支援	12
(6) 生活介護	12
(7) 自立訓練（機能訓練）	13
(8) 自立訓練（生活訓練）	13
(9) 就労移行支援	14
(10) 就労継続支援（A型）	14
(11) 就労継続支援（B型）	15
(12) 就労定着支援（平成30年度から開始）	15
(13) 療養介護	16
(14) 短期入所	16
(15) 自立生活援助（平成30年度から開始）	17
(16) 共同生活援助（グループホーム）	17

(17) 施設入所支援	18
(18) 地域相談支援（地域移行支援）	18
(19) 地域相談支援（地域定着支援）	19
(20) 計画相談支援	19
(21) 児童発達支援	20
(22) 放課後等デイサービス	20
(23) 保育所等訪問支援	21
(24) 居宅訪問型児童発達支援（平成 30 年度から開始）	21
(25) 医療型児童発達支援	22
(26) 障がい児相談支援	23
7. 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	24
(1) 理解促進研修・啓発事業	24
(2) 相談支援事業	24
(3) 自立支援協議会	25
(4) 成年後見制度利用支援事業	25
(5) 意思疎通支援事業	26
(6) 日常生活用具給付等事業	26
(7) 手話奉仕員養成研修事業	27
(8) 移動支援事業	27
(9) 地域活動支援センター（Ⅰ型）	28
(10) 地域活動支援センター（Ⅱ型）	28
(11) 地域活動支援センター（Ⅲ型）	29
(12) 日中一時支援事業	29
(13) 訪問入浴サービス事業	30
(14) 福祉タクシー料金助成事業	30
(15) 身体障害者用自動車改造費助成事業	31
(16) 軽度・中度等難聴児補聴器購入費助成事業	31

# 1. 第5期福津市障がい福祉計画及び第1期福津市障がい児福祉計画の策定について

---

障がい福祉を取り巻く法関連の整備は、近年において目まぐるしい変化を遂げています。

平成23年8月に「障害者基本法」の改正、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」の施行、平成25年4月には「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正され、また、平成28年4月には「障害者の雇用の推進等に関する法律の一部を改正する法律」の改正、同年同月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定されました。

障がい者福祉に関する新たなニーズが法整備という形で次々に具現化しており、これらのニーズに対応する施策の構築が行政に求められています。

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19第1項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針です。

直近の障がい施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が平成30年度から平成32年度までの第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画を作成するに当たっては、平成29年3月に告示された新たな「基本指針」に即して定めなければなりません。

新たな「基本指針」の主な改正内容は、(1) 地域共生社会の実現のための規定の整備、(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、(3) 障がい児支援の提供体制の計画的な整備、(4) 発達障害者支援の一層の充実、(5) 障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定、となっています。

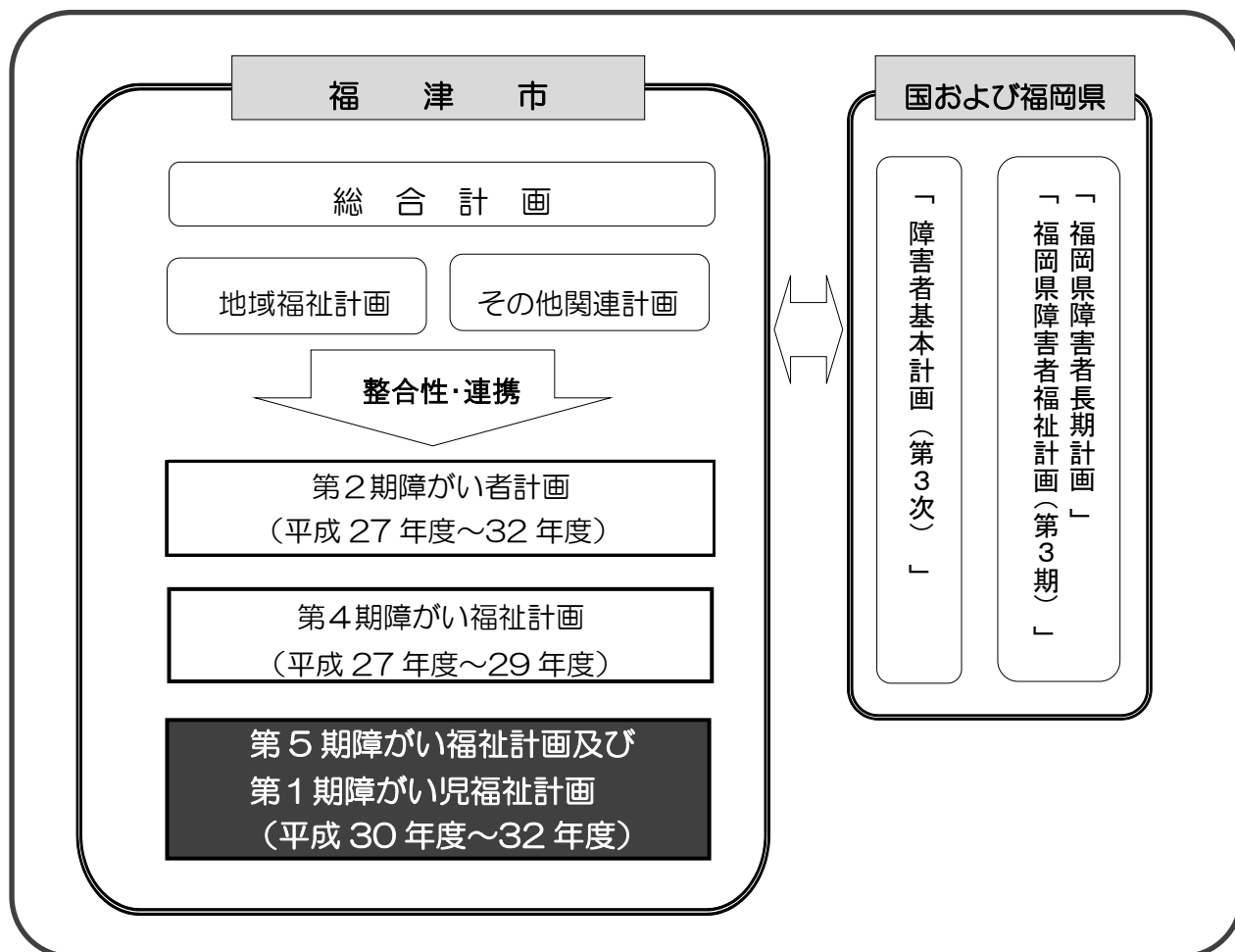
福津市障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づく市町村障がい福祉計画として、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標を定め、サービスの種類ごとの必要量を的確に見込み円滑な実施を進めることを目的としています。

こうした中、障害者基本法に基づく市町村の障がい者計画である「第2期福津市障がい者計画（H27年度～H32年度）」の理念として、「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える、共生のまち「ふくつ」と定められていることから、この理念を踏襲し、第4期福津市障がい福祉計画に新たな基本指針を付加した、第5期福津市障がい福祉計画及び第1期福津市障がい児福祉計画（平成30年度～平成32年度）を策定します。

## 2. 第5期福津市障がい福祉計画及び第1期福津市障がい児福祉計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障がい福祉計画であり、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標を定め、サービスの種類ごとの必要量を的確に見込むことが定められています。また、同法第88条第6項には、市町村障がい者計画等の障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと、調和が保たれたものでなければならないと規定されています。

【計画の位置づけのイメージ図】



### 3. 第5期福津市障がい福祉計画及び第1期福津市障がい児福祉計画の期間

平成30年度から平成32年度の3年計画として実施します。なお、最終年度となる平成32年度には、必要な見直しを行った後に、第3期福津市障がい者計画及び第6期福津市障がい福祉計画を策定します。

平成 19 年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
総合計画										第2次 総合計画			
地域福祉計画										第2期 地域福祉計画			
第1期 障害者計画							第2期 障がい者計画						
第1期 障害福祉計画		第2期 障害福祉計画			第3期 障害福祉計画			第4期 障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画		

## 4. 障がい福祉計画の作成及び推進のための体制整備

### (1) 福津市障がい者施策推進協議会の設置

本計画の策定にあたっては、障害者基本法第36条第4項に規定する合議制の機関を設置する必要があります。そこで、障がい者及び障がい児の福祉に関する事業従事者、障がい当事者団体、保健医療機関従事者、教育関係者、社会福祉関係者及び公募による市民代表者等で構成された福津市障がい者施策推進協議会を設置し、審議を重ねました。

### (2) 障がい者・障がい児のサービスの利用実態及びニーズの把握

「基本指針」の中で、障がい児の健やかな育成のための発達支援を図るため、障がい児支援の提供体制の整備等の成果目標や活動指標を盛り込むとされています。障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障がい児通所支援等を利用する障がい児の保護者に調査を行う等により把握し、利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れの体制整備を行うものとされています。そのためにも、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの心身の状況、その置かれている環境その他の事情について正確なニーズを把握するよう努めることが必要です。

障がい福祉サービスの利用実態については、基本的に平成26年度から平成28年度の3年間の利用実績を把握し、平成28年度から平成29年度までの実績の伸びから、障がい福祉計画の期間におけるサービス利用の見込量を算出しました。

ニーズ調査については福津市在住の「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」を所持する2,969名を対象に、郵送による障がい福祉に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。有効回答数は1,577名、回収率は53.1%でした。

このアンケート調査は、「第2期福津市障がい者計画」の中間時点としての障がい者の日常生活の実態やニーズを把握することを目的として行いました。また、障がい福祉サービス提供事業所や障がい者団体に対するヒアリング調査を実施しました。

障がい者・障がい児の福祉サービスは、3障がい（身体・知的・精神）の制度間格差を解消し、サービス利用等により、障がいのある人も、「普通」の暮らしが出来ることを目指しています。しかしながら、この度の実態調査によると、障がいがあることで差別されたり、不快な思いをした経験がある人も少なくありません。また、障がいによる健康不安や将来の見通しに対する不安等の意見も多くありました。今後、障がいのある人に対する理解のための啓発や教育をさらに進めていきます。

### (3) 地域自立支援協議会の活用

障害者自立支援法(平成18年4月施行)により、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の場としての「地域自立支援協議会」の設置が義務付けられたことを受け、本市は、古賀市・新宮町と、「2市1町障害者地域支援ネットワーク協議会」として、平成22年3月に、地域自立支援協議会の広域設置をしました。

その後、障害者総合支援法(平成25年4月施行)により、「地域自立支援協議会」は、障がい者等への支援体制の整備を図るため、支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の相互連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとされました。

今後も、この2市1町障害者地域支援ネットワーク協議会を活用し、利用者ニーズの把握、地域課題の解決、社会資源の開発、広域でのサービス基盤の整備等、様々な取り組みを進めていきます。

### (4) 住民の意見の反映

障害者総合支援法第88条第7項の規定には、障がい福祉計画を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ障がい者等を含む地域住民の意見を反映させるために、必要な措置を講ずるよう努めることが求められています。

福津市障がい者施策推進協議会の設置の際には、市民代表者から委員の参画を募りました。また、平成30年1月18日から2月16日にかけて市民意見公募(パブリックコメント)を実施しました。

### (5) 福津市における他の計画との整合性

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画であり、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標を定め、サービスの種類ごとの必要量を的確に見込むことが定められています。また、本計画の策定に際しては、福津市総合計画、障害者基本法第11条第3項に規定する第2期福津市障がい者計画、社会福祉法第107条に規定する福津市地域福祉計画等、その他の法律の規定による福津市における他の計画で定める障がい者等の福祉に関する事項と調和が保たれた内容にすることが必要です。

### (6) PDCAサイクルによる検証

障がい福祉計画は、障がいのある人の生活に必要な障がい福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要となります。



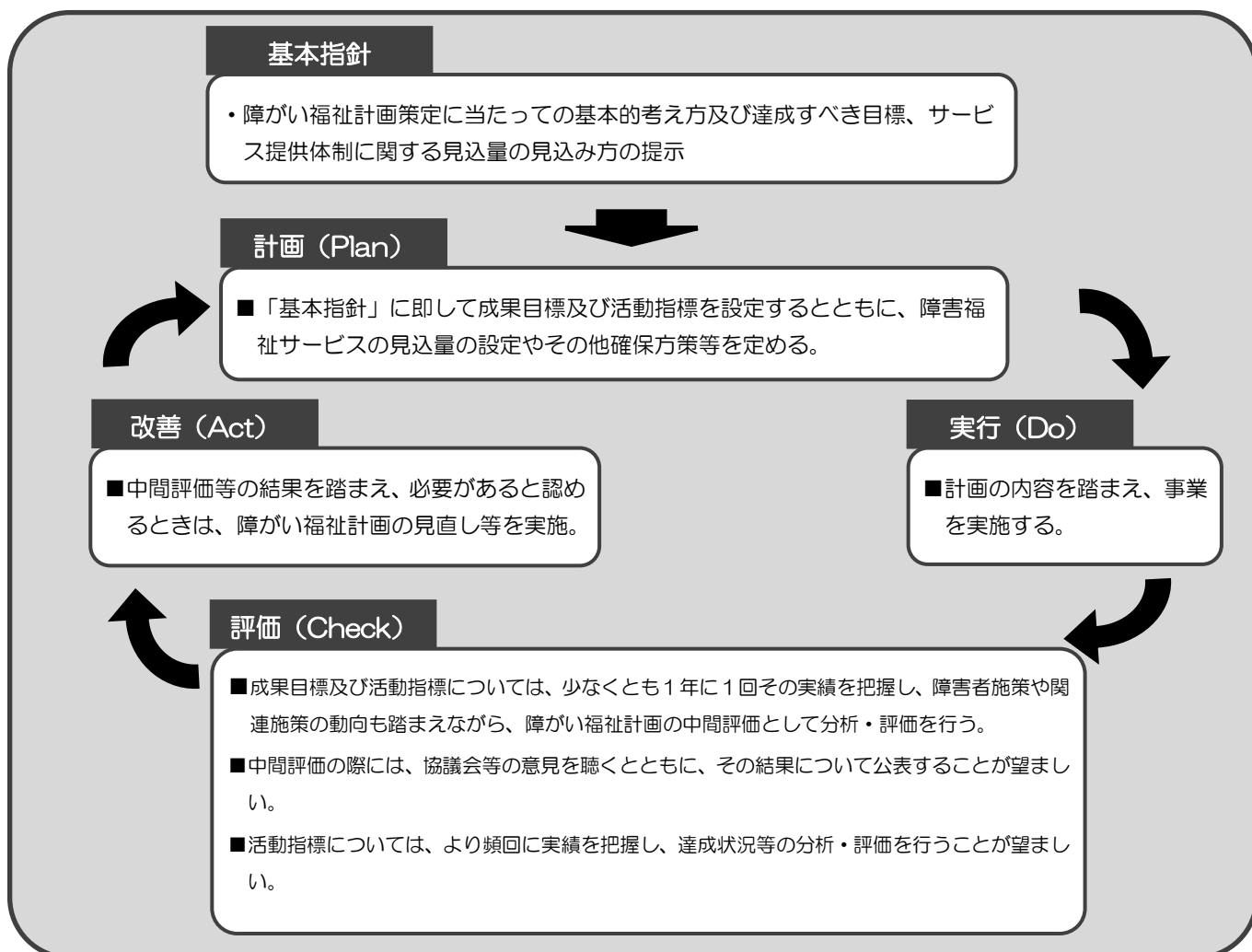
そのために作成した障がい福祉計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的に分析・評価の上、課題等がある場合には、随時対応していくことが求められます。

平成25年4月に施行された障害者総合支援法第88条の2においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認める場合は、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

前計画である第4期福津市障がい福祉計画（平成27年度～平成29年度）においては、毎年度末に、「第2期福津市障がい者計画」及び「第4期福津市障がい福祉計画」についての取り組み状況について、福津市障がい者施策推進協議会を開催し、各年度における障がい福祉サービスの計画と実績を検証してきました。計画期間中には、障害者差別解消法が施行されたので、市民に対する啓発の推進や市民との交流計画の充実に努めてきました。

本計画においては、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえつつ、定期的に進捗を把握し、分析・評価を行い、福津市障がい者施策推進協議会の意見を聴きながら、計画の更なる推進を図ります。

### 【第5期福津市障がい福祉計画及び第1期福津市障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】



## 5. 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の 提供体制の確保に係る目標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成 28 年度末時点において福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成 32 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

当該目標値の設定に当たっては、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行するとともに、これらに合わせて平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本とします。

目標値：平成 28 年度(72 人)⇒平成 32 年度(69 人) 2%以上削減

サービス種別	単位	実績	見込量(年度末時点)		
		平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設入所支援	人	72	71	70	69

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者を地域で支える環境を整備するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して成果目標を設定します。

保健・医療・福祉関係者による協議の場について、平成 32 年度末までに圏域（福津市・宗像市）もしくは市単独での設置を目指します。

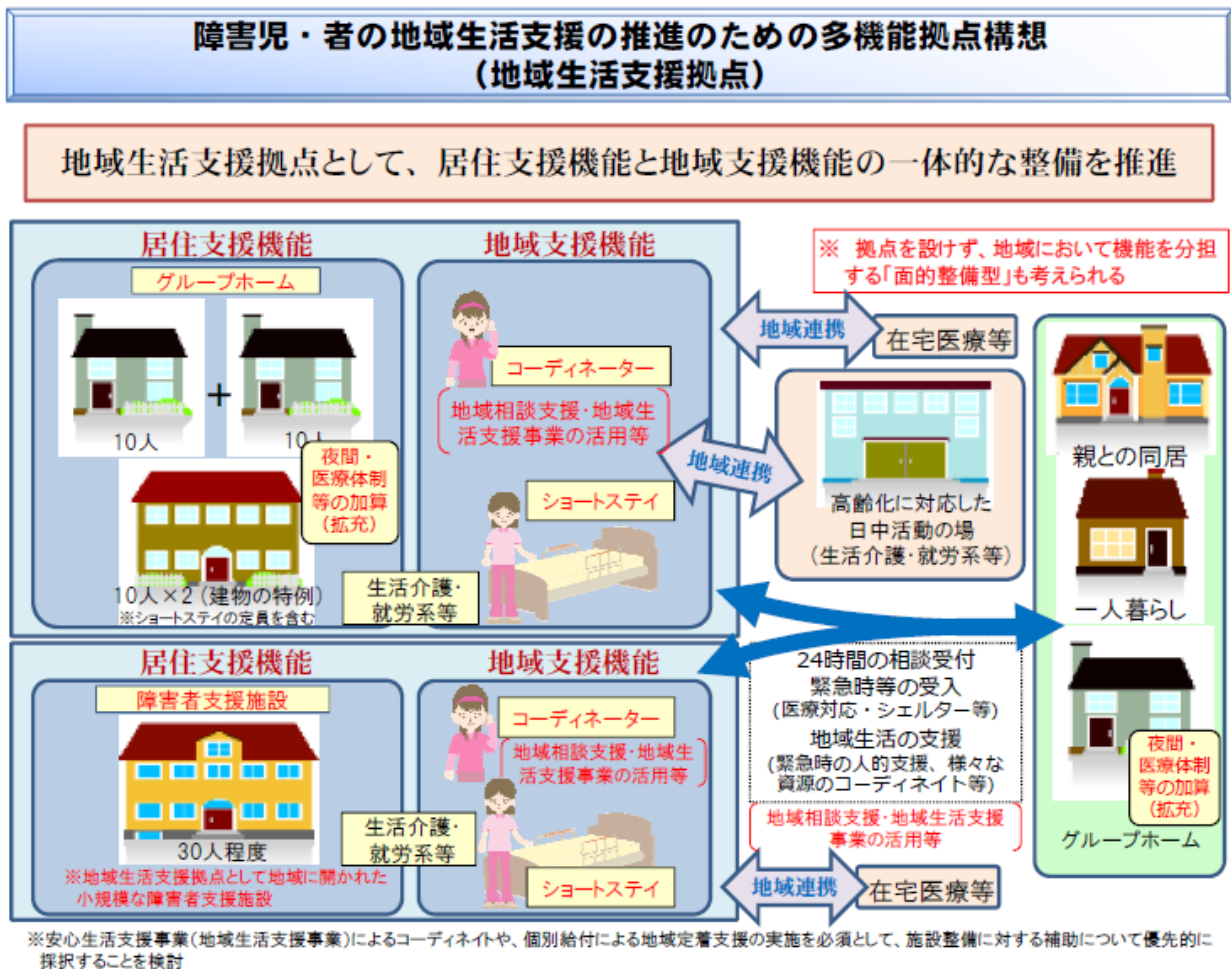
入院後 3 ヶ月時点の退院率については、平成 32 年度における目標を 69%以上とし、入院後 6 ヶ月時点の退院率については、平成 32 年度における目標を 84%以上とし、入院後 1 年時点の退院率については、平成 32 年度における目標を 90%以上とすることを基本とします。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応することができるよう、地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた拠点等が必要です。

具体的には、①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える、②体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することなどにより、障がい者等の地域での生活を支援するための拠点づくりの整備が必要になります。

地域生活支援拠点等については、平成32年度末までに圏域（福津市・宗像市）もしくは市単独での設置を目指します。



#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

当該目標の設定に当たっては、平成 28 年度の移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とします。また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定します。就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上にすることを目指します。

就労定着支援については、支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを目標とします。※平成 30 年度は事業実施初年度であるため、目標値の設置はありません。

目標値：平成 28 年度(22 人)⇒平成 32 年度(27 人) 2割以上増加

サービス種別	単位	実績	見込量(1ヶ月あたりの見込量)		
		平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	人	22	25	26	27
就労定着支援	人	—	—	10	10

#### (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制を計画的に確保し、障がい児福祉計画を策定することとなったことから、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援が必要になります。

既存の、福津市のびのび発達支援センター等を中心に、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等との連携充実や重症心身障がい児の支援に向けた取組を進めていきます。

平成 30 年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図り、医療的ケア児支援の協議の場の設置を目指します。

## 6. 各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

### (1) 居宅介護

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	時間	940	1,020	1,110
	人	54	59	64
事業内容	障がい者に対して、居宅における入浴、排せつ及び食事の介護並びに調理、洗濯、及び掃除などの生活全般に関わる援助を行います。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に6箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

### (2) 重度訪問介護

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	時間	800	1,000	1,000
	人	4	5	5
事業内容	重度の肢体不自由、重度の知的障がい及び重度の精神障がいにより、行動上著しい困難を有することから、常時介護を要する障がい者につき、居宅における入浴、排せつ及び食事の介護並びに調理、洗濯、及び掃除などの生活全般に関わる援助を行います。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に5箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

### (3) 同行援護

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	時間	190	210	230
	人	11	12	13
事業内容	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者につき、外出時に同行することにより移動の援護及び必要な情報を提供するなどの援助を行います。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に4箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

### (4) 行動援護

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	時間	65	100	140
	人	5	8	12
事業内容	知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難があるため、常時介護を要する障がい者につき、行動する際に生じる危険を回避するために、外出時における移動中の援助を行います。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に2箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

(5) 重度障害者等包括支援

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	時間	0	0	0
	人	0	0	0
事業内容	<p>常時介護を要する障がい者であり、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢麻痺や寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。</p>			
見込量の算出方法	<p>平成 28 年度から平成 29 年度までの実績がないため、見込量はゼロで算出。</p>			
見込量の確保のための方策	<p>サービス事業所は福津市内にありませんが、当該サービスに該当する対象者が発生した場合は、必要に応じた適切な支給を行います。</p>			

(6) 生活介護

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人日	2,620	2,710	2,800
	人	132	136	140
事業内容	<p>障がい者支援施設において常時介護を要するものにつき、主として昼間において入浴、排せつ及び食事の介護並びに調理、洗濯及び掃除などの日常生活上の支援や、創作的活動又は生産活動の機会の提供により、身体機能又は生活能力の向上のために支援を行います。</p>			
見込量の算出方法	<p>平成 28 年度から平成 29 年度までの実績伸び率から算出。</p>			
見込量の確保のための方策	<p>サービス事業所は福津市内に4箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。</p>			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数

(7) 自立訓練（機能訓練）

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人日	70	90	110
	人	6	8	10
事業内容	身体障がい者又は難病対象者につき、障がい者支援施設への通所又は居宅を訪問して行われる理学療法又は作業療法などのリハビリテーションにより、身体機能又は生活能力の向上のために支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は古賀市内に1箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数

(8) 自立訓練（生活訓練）

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人日	130	140	150
	人	11	12	13
事業内容	知的障がい者又は精神障がい者につき、障がい者支援施設への通所又は居宅を訪問して行われる入浴、排せつ及び食事に関する訓練を行うことにより、自立した日常生活を営むための支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に2箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数



## (9) 就労移行支援

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人日	260	270	290
	人	25	26	27
事業内容	就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、一般の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、生産活動及び職場体験の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談などの援助を行います。			
目標値の算出方法	平成 28 年度(22 人)から平成 32 年度(27 人)までに2割以上の増加を見込む。			
目標値の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に1箇所あるものの、就労移行支援者数の増加を目指し、近隣のサービス事業所との連携や市内での新設に向けた取組を実施していきます。当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数

## (10) 就労継続支援 (A型)

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人日	520	650	820
	人	43	54	68
事業内容	一般の事業所への雇用が困難な障がい者のうち、適切な支援により雇用契約に基づき就労を希望する者に対して、生産活動の機会の提供並びに就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に2箇所あるものの、就労継続支援者数の増加を目指し、近隣のサービス事業所との連携や市内での新設に向けた取組を実施していきます。当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数

(11) 就労継続支援（B型）

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人日	1,330	1,460	1,600
	人	111	122	134
事業内容	一般の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、一般の事業所に雇用されていたが年齢又は心身の状態などの事情により引き続き雇用が困難となった者、就労移行支援によっても一般の事業所に雇用されなかった者に対して、雇用契約を結ばないで生産活動の機会の提供並びに就労に必要な知識及び能力の向上などの支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に5箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数

(12) 就労定着支援（平成 30 年度から開始）

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	—	10	10
事業内容	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者のうち、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う、生活リズム、家計や体調管理などに関する課題解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。			
見込量の算出方法	新規事業で実績がないため、平成 30 年度の見込量はゼロで算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内にありませんが、近隣のサービス事業所との連携や市内での新設に向けた取組を実施していきます。当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

※平成 30 年度は事業実施初年度であるため、目標値は設定できません。

### (13) 療養介護

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人	12	12	12
事業内容	病院において常時介護を要する障がい者のうち、主として昼間の機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話などの支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は古賀市内に1箇所あり、利用実績は横ばいであるが、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

### (14) 短期入所

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期入所(福祉型)	人日	430	450	460
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人	36	37	38
短期入所(医療型)	人日	30	45	60
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人	2	3	4
事業内容	居宅において障がい者の介護を行う者の疾病などの理由により、障がい者支援施設への短期間の入所をし、入浴、排せつ及び食事の介護の援助を行います。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に5箇所あるものの、短期入所の需要は年々高まっているため、近隣の障がい者支援施設との連携を図りながら、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数

(15) 自立生活援助（平成 30 年度から開始）

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人	3	4	5
事業内容	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者のうち、一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題がないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。また、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。			
見込量の算出方法	新規事業で実績がないため、今後の見込から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内にありませんが、当該サービスに該当する対象者が発生した場合は、必要に応じた適切な支給を行います。			

(16) 共同生活援助（グループホーム）

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人	60	65	70
事業内容	共同生活を営む住居に入居している障がい者に対して、主として夜間や休日において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護などの必要な日常生活上の支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	グループホームは福津市内に11箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。今後、施設入所者が地域生活へ移行できるようグループホームの充実にむけた取り組みを進めます。			

### (17) 施設入所支援

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(年度末時点)	人	71	70	69
事業内容	施設に入所している障がい者に対して、主として夜間において入浴、排せつ及び食事の介護、生活に関する相談及び助言などの必要な日常生活上の支援を行います。			
目標値の算出方法	平成 28 年度(72 人)から平成 32 年度(69 人)までに2%以上の削減を見込む。			
目標値の確保のための方策	施設は福津市内に1箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、目標値を見据えながら必要に応じた適切な支給を行います。			

### (18) 地域相談支援（地域移行支援）

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	2	2	2
事業内容	障がい者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関し重点的に相談などの必要な支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの相談実績からの見込みで算出。			
見込量の確保のための方策	地域移行支援に関する相談支援事業者は福津市内に2箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

(19) 地域相談支援（地域定着支援）

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	2	2	2
事業内容	居宅において単身で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態における相談などの必要な支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの相談実績からの見込みで算出。			
見込量の確保のための方策	地域定着支援に関する相談支援事業者は福津市内に2箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

(20) 計画相談支援

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	660	700	740
事業内容	<p>① 障がい福祉サービスの申請又は変更の申請に係る障がい者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向などの事情を勘案し、利用する障がい福祉サービスの種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画(案)」を作成します。</p> <p>② 支給決定又は変更決定後に、サービス事業者との連絡調整等を行うとともに、支給決定に係るサービスの種類及び内容、担当者などを記載した「サービス等利用計画」を作成します。</p> <p>③ 支給決定の有効期間内において、「サービス等利用計画」が適切であるかどうかについて、モニタリング期間ごとにサービスの利用状況を検証し、心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向などの事情を勘案し、必要がある場合は「サービス等利用計画」の見直しを行います。</p> <p>④ 基本相談として、障がい者や保護者に対して必要な情報提供、助言等の相談に応じます。</p>			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	計画相談支援に関する相談支援事業者は福津市内に6箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

## (21) 児童発達支援

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人日	200	210	220
	人	37	39	41
事業内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの必要な支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	児童発達支援センターは福津市内に1箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数

## (22) 放課後等デイサービス

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人日	980	1,140	1,320
	人	75	87	101
事業内容	就学児を対象に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの必要な支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に5箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数

(23) 保育所等訪問支援

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人日	4	8	12
	人	4	8	12
事業内容	<p>保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。</p> <p>また、平成 30 年度から、乳児院、児童養護施設に入所している障がい児を対象として拡大します。</p>			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	<p>サービス事業所は福津市内に1箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。また、乳児院、児童養護施設に入所している障がい児に対しては、近隣のサービス事業所を利用するなど必要に応じた適切な支給を行います。</p>			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数

(24) 居宅訪問型児童発達支援（平成 30 年度から開始）

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人日	4	8	12
	人	1	2	3
事業内容	<p>重症心身障がい児などの重度の障がい児等のうち、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。</p>			
見込量の算出方法	新規事業で実績がないため、今後の見込から算出。			
見込量の確保のための方策	<p>サービス事業所は福津市内にありませんが、当該サービスに該当する対象児が発生した場合は、近隣のサービス事業所との連携を図り、必要に応じた適切な支給を行います。</p>			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数



(25) 医療型児童発達支援

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人日	1	1	1
	人	1	1	1
事業内容	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの必要な支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績がないため、今後の見込から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内にありませんが、当該サービスに該当する対象児が発生した場合は、近隣のサービス事業所との連携を図り、必要に応じた適切な支給を行います。			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数

(26) 障害児相談支援

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	310	360	410
事業内容	<p>①障がい福祉サービスの申請又は変更の申請に係る障がい児の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向などの事情を勘案し、利用する障がい福祉サービスの種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画(案)」を作成します。</p> <p>②支給決定又は変更決定後に、サービス事業者との連絡調整等を行うとともに、支給決定に係るサービスの種類及び内容、担当者などを記載した「サービス等利用計画」を作成します。</p> <p>③支給決定の有効期間内において、当該者に係る「サービス等利用計画」が適切であるかどうかについて、モニタリング期間ごとにサービスの利用状況を検証し、心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向などの事情を勘案し、必要がある場合は「サービス等利用計画」の見直しを行います。</p> <p>④基本相談として、障がい児や保護者に対して必要な情報提供、助言等の相談に応じます。</p>			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	障がい児計画相談支援に関する相談支援事業者は福津市内に5箇所あり、当該サービスに該当する対象児に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

## 7. 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

### (1) 理解促進研修・啓発事業

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1年あたり)	現状	実施	実施	実施
事業内容	障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、障がい者の理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績から算出。			
見込量の確保のための方策	通年で定期的にイベント等を行う「ふれあい交流事業」を実施することにより、障がいのある人と市民との交流の機会の場を設けます。			

### (2) 相談支援事業

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1年あたり)	箇所	2	2	2
事業内容	障がい者本人や障がい児の保護者又は障がい者の介護者からの相談に対して、必要な情報を提供したり、権利擁護のために必要な援助をすることにより、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営めるような支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績から算出。			
見込量の確保のための方策	障がい者相談支援事業や障がい者生活支援センター事業を受託した福津市内の相談支援事業者により、相談者のニーズに応じた適切な相談支援を行います。			

### (3) 自立支援協議会

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1年あたり)	現状	実施	実施	実施
事業内容	障がい者福祉に関わる関係機関の連携を緊密化することにより、障がいに関連する地域課題についての情報を共有し、障がい者支援の体制整備を図ることを目的とした自立支援協議会を設置します。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績から算出。			
見込量の確保のための方策	2市1町(福津市・古賀市・新宮町)障害者地域支援ネットワーク協議会、連携会議、権利擁護部会、就労支援部会を活用して、関係機関との連携を緊密にすることにより、地域課題の掘り起しや課題解決に向けた取り組みを実施します。			

### (4) 成年後見制度利用支援事業

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	1	1	1
事業内容	障がい福祉サービスを利用する知的障がい者や精神障がい者が、成年後見制度を利用するために、後見人の報酬など必要経費の一部の助成を受けることにより、生活支援と権利擁護の確保を図ります。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの予算ベースから算出。			
見込量の確保のための方策	当該事業に該当する被後見人に対しては、生活支援と権利擁護の確保のために、必要に応じた適切な助成を行います。			

(5) 意思疎通支援事業

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	330	340	350
事業内容	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳、要約筆記などの方法で意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣を行うことにより、意思疎通の円滑化を図ります。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	福津市社会福祉協議会にコーディネーターとして業務委託を行い、当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支援を行います。			

(6) 日常生活用具給付等事業

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具 サービスの見込量(1年あたり)	件	6	6	6
自立生活支援用具 サービスの見込量(1年あたり)	件	13	14	15
在宅療養等支援用具 サービスの見込量(1年あたり)	件	10	10	10
情報・意思疎通支援用具 サービスの見込量(1年あたり)	件	30	30	30
排泄管理支援用具 サービスの見込量(1年あたり)	件	960	970	980
在宅生活動作補助用具 サービスの見込量(1年あたり)	件	5	5	5
事業内容	障がい者に対して、自立生活を支援するための日常生活用具の購入に係る費用を助成することにより、日常生活の便宜を図ります。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な助成を行います。また、難病患者等に対して、事業の周知を図り、サービスの利用促進に努めます。			

(7) 手話奉仕員養成研修事業

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	20	20	20
事業内容	日常会話に必要な手話の表現技術を習得した者を養成することにより、意思疎通を図ることが困難な障がい者に対して、手話による意思疎通の支援を行うことで、自立した日常生活又は社会生活を営めるようにします。			
見込量の算出方法	平成 30 年度の予算ベースから算出。			
見込量の確保のための方策	平成 27 年度からの宗像市との共催による手話講習会を行い、手話奉仕員を養成するための環境を整備することにより、手話奉仕員の数の確保に努めます。			

(8) 移動支援事業

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1年あたり)	時間	1,300	1,450	1,600
	人	200	220	240
事業内容	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な助成を行います。			

(9) 地域活動支援センター（Ⅰ型）

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
基礎的事業 サービスの見込量(1年あたり)	箇所	1	1	1
機能強化事業 サービスの見込量(1年あたり)	箇所	1	1	1
事業内容	障がい者及びその家族からの相談に応じて、情報提供、居場所の提供、社会との交流の促進などの支援を行うとともに、社会基盤との連携強化、地域住民への普及啓発を行うことにより、障がい者の地域生活の向上を図ります。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に1箇所あり、当該事業を必要とする対象者に対しては、必要に応じた適切な対応を行います。			

(10) 地域活動支援センター（Ⅱ型）

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
基礎的事業 サービスの見込量(1年あたり)	箇所	2	2	2
機能強化事業 サービスの見込量(1年あたり)	箇所	2	2	2
事業内容	地域において雇用・就労が困難な在宅の障がい者に対して、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施することにより、障がい者の地域生活の向上を図ります。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内と古賀市内に1箇所ずつあり、当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

(11) 地域活動支援センター（Ⅲ型）

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
基礎的事業 サービスの見込量(1年あたり)	箇所	1	1	1
機能強化事業 サービスの見込量(1年あたり)	箇所	1	1	1
事業内容	地域において、引きこもりがちな障がい者及び障がい児に対して、創作的活動若しくは生産活動の機会の提供又は社会との交流の促進を実施することにより、障がい者の地域生活の向上を図ります。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は宗像市内に1箇所あり、当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

(12) 日中一時支援事業

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	255	265	270
事業内容	障がい者又は障がい児を在宅で日常的に介護している家族に対して、障がい者の日中における活動の場と家族の一時的な休息を確保します。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な助成を行います。			



(13) 訪問入浴サービス事業

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	4	4	4
事業内容	在宅での入浴が困難な重度の心身障がい者に対して、訪問により在宅での入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持及び心身機能の維持を図り、地域生活の向上を図ります。			
見込量の算出方法	平成 28 年度から平成 29 年度までの実績の平均値から算出。			
見込量の確保のための方策	在宅生活における入浴サービスを確保するために、当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な助成を行います。			

(14) 福祉タクシー料金助成事業

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1年あたり)	回数	11,421	11,421	11,421
事業内容	重度の障がい者に対して、タクシーの利用料金の一部を助成することにより、外出の機会を増やすための支援に繋がり、地域における自立生活及び社会参加を促します。			
見込量の算出方法	平成 26 年度から平成 28 年度までの実績の平均値から算出。			
見込量の確保のための方策	当該事業に対しては、障がい者実態調査において利用券の枚数を増やして欲しいという意見や、軽度の障がい者まで支給対象枠を広げて欲しいという意見があります。当該事業は全額市費による助成であることから、支給対象枠を広げることや増枚することは現状では難しいため、現行の該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な助成を行います。			

(15) 身体障害者用自動車改造費助成事業

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	4	4	4
事業内容	身体障がい者が就労などに伴い、自動車の運転を行う際に必要となる自動車改造の費用を助成することにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。			
見込量の算出方法	平成 26 年度から平成 28 年度までの実績の平均値から算出。			
見込量の確保のための方策	当該事業に該当する対象者数は毎年ばらつきがあるものの、必要に応じた適切な助成を行います。			

(16) 軽度・中度等難聴児補聴器購入費助成事業

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	2	2	2
事業内容	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度等の難聴児に対して、補聴器購入費の一部を助成することにより、言語の取得や教育における健全な発達を支援します。			
見込量の算出方法	平成 30 年度の予算ベースから算出。			
見込量の確保のための方策	当該事業に該当する対象者数の把握が難しいものの、必要に応じた適切な助成を行います。			

第5期福津市障がい福祉計画及び第1期福津市障がい児福祉計画

平成30年3月

---

発行 福津市 福祉課

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号

電話：0940-42-1111（代表） FAX：0940-43-3168

<http://www.city.fukutsu.lg.jp/>

E-mail：info@city.fukutsu.lg.jp